

兵高教組 2022年9月13日
人勧速報 No.1
調査情報 10号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

2022 第1回 人事委員会交渉 **勧告時期は10月上旬になる見通し**

すべての教職員の月例給・一時金引き上げの勧告を

再任用者の処遇改善を！臨時講師に2級適用を！すべての会計年度任用職員に勤勉手当に相当する額の手当支給を！

9月7日、高教組は兵庫教組とともに県人事委員会勧告に向けた要求書を提出して、今年度の第1回人事委員会交渉をもちました。

高教組 赤松書記長は、物価高騰に賃金引き上げが追いついていない現状を示しながら、すべての教職員の生活改善につながる賃金引き上げの勧告を求めました。次回交渉は9月20日(火)の予定です。



私たちの要求を反映した勧告・報告に

組合側から、両書記長が今年の人事委員会勧告に向けての要求書の趣旨説明をし、続いて参加者から勧告に対する要求を伝えました。(主な発言の要旨)

- 国の人事院の勧告では、30歳台半ばから上の給料表の改善がない。今すぐに「55歳昇給停止」を廃止するなど、高齢層の賃金を改善することが重要。
- 会計年度任用職員について。一時金支給は期末手当だけ。一時金を下げるときは期末手当で上げるときは勤勉手当、ということが続いているから、一時金が上がることがない。病休の有給化とともに改善を。
- 勤勉手当の勤務期間率が昨年度改悪された。特別欠勤などの良い制度が、実質使えないようになっている。県教委に対して改善のはたらきかけを。
- 「サービスシステム」には、いろいろと問題がある。勤務時間把握についても、近畿の他府県のようにICカードを使って客観的に把握できるような方法の導入を。
- 教員未配置の状況は、小・中・高・特別支援のどこにおいても深刻。いま働いている人のためにも、これから教員になる人のためにも、必要な対応を。
- 再任用者の月例給の最高号給に対する割合が2級と5級で大きな差がある問題については、昨年度の回答で「全国人事委員会連合会に、研究するよう要請を継続する」とあったが、この1年間の状況を聞きたい。

- 再任用については、人事委が何年も続けて「必ずしも全ての職員が希望どおりの勤務形態で再任用されていない」と報告し、希望に沿った任用を求めているのに、県教委は少数職種や特別支援学校の教員には短時間勤務を認めない。人事委としてどう考えるか。
- 県立学校で臨時講師をしていた人が市立高校に新採用となった場合の最初の6月の一時金支給について、勤務期間に臨時講師の期間を算入するような措置を。

古川事務局長からの回答(要旨)

- 古川事務局長の回答の主なもの(要旨)
- ◇学校では児童生徒の感染が広がる中、教職員のみ皆さんの職務精励に対して感謝している。
- ◇8月8日の人事院勧告は、県人事委員会勧告の前提となる重要なものである。3年ぶりに月例給・一時金とも引き上げの勧告だった。
- ◇現在、公民較差等を精査中。個別の項目に具体的に回答できる段階でない。要求は、現場の実情を踏まえた適切な声に基づくものと認識。説明された趣旨を踏まえて検討していきたい。

若い人が教員の魅力を感じられるような勧告を

- 最後に高教組 小野委員長がまとめのあいさつをしました。(要旨)
- 去年もここで話したが、臨時的任用の2級給料表適用は総務省も良しとしている。「空白の一日」は、(つづき)

<人事委員会勧告に向けての重点要求> (抜粋)

1. 新型コロナウイルス感染拡大の中で、感染リスクを負いながらも兵庫の教育を守るために最前線に立って長時間過密労働を続けている教職員の奮闘にこたえ、また、ウクライナ侵攻を巡る物価高を踏まえ、生活改善が進むような、賃金・諸手当の改善につながる勧告をおこなうこと。
2. 一時金を引き上げ、教職員の士気を高め生活改善につながる勧告とすること。昨年度改悪された勤勉手当の勤務期間の算定について、特別欠勤の期間については除算しないよう県に働きかけること。
3. 昇給停止を廃止するなど再任用職員を含む高齢層職員の賃金改善につながる勧告をおこなうこと。
4. 労働時間の客観的で正確な把握を徹底するなど、超過勤務の根絶・縮減をはじめとした勤務条件改善にかかわる勧告を行うこと。なお、現在、県立学校に導入されている「サービスシステム」は、法令等に照らして、さまざまな問題が指摘されている。労働基準監督の立場として、調査を行い、県教委に対してその是正を求めること。
5. 公民較差の解消については、月例給の改善や地域手当の改善など、すべての年代の職員に配分するよう勧告すること。
6. 青年教職員の賃金を大幅に引き上げる勧告を出すこと。
7. 正規職員と同等の職責を負って現場を支える臨時的任用職員の賃金・労働条件について、正規職員と同等の手当・休暇制度とするなど、「同一労働同一賃金」の観点で抜本的に改善するよう勧告すること。定数内の臨時的任用職員は正規採用して違法状態をなくすよう、知事並びに教育委員会に要請すること。
8. 会計年度任用職員の賃金・労働条件について、「同一労働同一賃金」の観点で、手当や休暇制度などを含めて大幅に改善するよう勧告すること。一時金については、会計年度任用職員についても勤勉手当の支給対象とし、一時金の引き上げにつながるよう勧告すること。
9. 再任用制度について、賃金・手当を正規職員と同等とするなど、安心して暮らせる雇用と賃金を保障する勧告をすること。特に、各給料表の最高号給額に対する再任用職員の給料の割合を教育職給与表5級と同等にすることと、一時金の支給月数を定年前職員並みに引き上げること。
10. 教員未配置が教職員の多忙化の要因の大きな問題になっていることを重く受け止め、抜本的な措置を講じるよう勧告すること。
11. 臨時教職員・会計年度任用職員等を含めて全ての教職員に、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための休暇・休業制度等を抜本的に改善すること。特に会計年度任用職員の2020年度から無給になっている病欠休暇等を有給にするように勧告すること。
12. 再任用から臨時講師に任用替えになる場合、年休の繰り越しができないなどの不利益を解消すること。
13. 県立学校での常勤講師が市立高校に採用される際には、一時金支給にかかる期間に臨時講師の期間を算入するよう措置すること。
14. 定年引上げにあたっては、教職員が65歳まで安心して働き続けることができるように60歳までと同様の賃金水準を確保するよう勧告・報告すること。

2022 確定闘争 第1波学習決起集会(賃金学習会)

9月19日(月・休) 13:30~16:00
 学校厚生会館3階会議室(オンライン併用)
 ◇学習「2022 春闘情勢と対県確定交渉の課題」
 ◇「私と対県確定」リレートーク、行動提起と意志統一

人事委員会宛の要求署名 [団体署名] の集約を急ぎましょう! (遅くとも9月中旬)

あなたも高教組へ。すべての教職員の賃金・待遇の改善のために、高教組で一緒にとりくみましょう!